

# やまなし水産振興計画

## 第1章 新たな計画策定の考え方

### 第1節 新計画策定の趣旨

本県は、富士山や南アルプス、八ヶ岳、秩父山地などの山々に囲まれ、これらの山々に降る雨や雪解け水が豊かな河川水や湧水として県土を潤していることから、河川や湖沼での遊漁に数多くの人を訪れるとともに、豊かな水資源を活用したニジマスなどの養殖業も盛んとなっている。

昨今は、遊漁者数の減少や魚食離れなどによる養殖生産の低迷を始め、外来魚の密放流やカワウ・サギ類による食害、河川環境の悪化など本県内水面漁業は非常に厳しい状況に置かれている。

こうした中、本県では、国が定めた「内水面漁業の振興に関する法律」と「内水面漁業の振興に関する基本方針」に沿って、平成28年度から4年間を計画期間とした「やまなし水産振興計画」を平成28年6月に策定した。

また、令和2年3月に、令和元年度から4年間を計画期間とした「新やまなし水産振興計画(以下「前計画」という。)」を策定し、本県の水産業の振興に取り組んできた。

今回、前計画の計画期間が終了することから、本県水産業のさらなる振興を図るため、新たな計画を策定する。

### 第2節 計画の位置付け

本計画は、本県農畜水産業の目指すべき中長期的な構想と、それに伴って実施する施策・事業の内容、工程などのアクションプランを示す「やまなし農業基本計画」の部門計画として策定するものであり、県は、この計画に基づき、水産業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

### 第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とする。ただし、本県の水産業を取り巻く状況の変化等により、県が必要と判断した場合は、期間内に見直しや変更を行うものとする。